

株式会社中村組
代表取締役 中村 久夫 様

山口県知事 村岡 嗣政

再苦情申立てについて (回答)

令和 7 年 8 月 20 日付けで貴社から申立てのあった 2 件の再苦情について、山口県入札監視委員会設置要綱第 9 条に基づき、山口県入札監視委員会において審議が行われ、下記のとおり同委員会から審議結果が報告されました。

については、当該審議結果に基づき、これらの再苦情申立てを棄却します。

記

1 申立てに対する判断

- (1) 発注者が、一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書類」という。）の提出期限を経過した後に、その差し替えを認めないとしたことは、妥当である。
- (2) 発注者が、県の把握している「建設工事等競争入札参加資格」を確認することなく、再苦情申立者が提出した申請書類に基づき審査を行い、入札参加資格を有することを確認できないとしたことは、妥当である。

2 判断の理由

(1) 申請書類の差し替えについて

県は、条件付一般競争入札（事後審査方式）事務処理要領（以下「県要領」という。）を公表し、県要領に基づき、提出期限内に提出された申請書類を基に入札参加資格の有無を審査することとしているため、発注者が、公平性・公正性の確保の観点から、提出期限を経過した後に申請書類の差し替えを認めないとしたことには、合理性があると認められる。

(2) 入札参加資格の有無の確認について

ア 当該工事の入札は、入札価格及び技術提案資料の内容を総合的に評価することにより落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札により実施されて

おり、発注者は、入札公告に申請書類及び技術提案資料を明示し、入札に参加しようとする者にそれらの提出を求め、提出された資料を基に入札参加資格及び技術提案に関する多くの様々な項目について審査を行っている。

イ こうした手続の中で、発注者が、申請書類の一つとして「建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し」の提出を求めたことは、落札者の決定につながる重要な手続である審査の正確性を担保するとともに、審査を効率化し、落札者の決定を可及的速やかに行うためのものであることから、合理性があると認められる。

ウ 再苦情申立者は、申請書類により公告日時点での入札参加資格の有無を確認できなければ、発注者が自ら別途確認すべきであると主張するが、これは、提出された申請書類等が規定に則り作成できているかどうかも含めて確認・審査を行うこととしている県要領の主旨を逸脱するものであり、また、特定の者に便宜を図ることにもつながるため、公平性・公正性の観点から、不相当である。

エ また、再苦情申立者は、「建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し」の提出は不要とすべきであるとも主張するが、発注者がその提出を求めることには、上記のとおり合理的理由があることから、その主張は認められない。